

新田原	四五三から四五五まで
菅沢	四七九、四八〇、四八一、四八四
中平	五七五の一

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

(ただし、右地番は、平成十四年八月一日現在のものである。)

島根県告示第二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第一条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関	指定年月日
名 称	所 在 地		
金澤 旭宣	外科	県立中央病院	
水村 浩之	整形外科	益田赤十字病院	出雲市姫原四丁目一一一
井上 貴雄	整形外科 リハビリテーション科	上整形外科 医療法人水院	益田市乙吉町イ一〇三一 益田市乙吉町口三三
"	"		平成十四年十二月二十六日

島根県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

浜田市土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事

淺浦 里三 浜田市田橋町七四〇番地

農地売買等事業（農地の借受け及び貸付けに係るものに限る。）
島根県知事 澄田信義

平成十五年一月十七日

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定によりいざも農業協同組合の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により告示する。	島根県告示第二十七号
--	------------

八束郡鹿島町土地改良区	事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称
七田地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)			
土地改良事業 計画書の写し			
告示の日から二十一日間			
場 場	場所	縦覧の期間	縦覧の場所
鹿島町役場			

島根県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、美濃

郡匹見町土地改良区理事長から三葛地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の

二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する

同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十七日から二十一日間

三 縦覧の場所

匹見町役場

島根県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、

県営土地改良事業に伴うやまゆりの郷地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項

において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間
平成十五年一月十七日から二十一日間

三 縦覧の場所
佐田町役場

島根県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、

県営土地改良事業に伴うやまゆりの郷地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項

において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十七日から二十一日間

三 縦覧の場所

佐田町役場

島根県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、

県営土地改良事業に伴うやまゆりの郷地区第十五工区の換地計画を定めたので、同条第四項

において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十七日

島根県報

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十七日から二十一日間

三 縦覧の場所

多伎町役場

島根県知事 澄田信義

島根県告示第三十五号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

島根県告示第三十四号
次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

島根県告示第三十六号
次の森林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

島根県告示第三十四号
邑智郡大和村大字潮村一一八の二、三七〇の一、三七一の五、三七三の一、三七三の七、三七四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

1 「次とのおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大和村役場に備え置いて縦

覧に供する。)

島根県告示第三十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次とのおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一(一) 解除予定保安林の所在場所

能義郡広瀬町梶福留一九七一の二・一九七一の八（以上二筆国有林）

二(一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

三(一) 河川管理施設用地とするため

解除予定保安林の所在場所

二(二) 保安林として指定された目的

能義郡広瀬町梶福留一九四七の三（国有林）

三(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

三(三) 解除の理由

道路用地とするため

三(四) 解除の理由

道路用地とするため

三(五) 解除の理由

道路用地とするため

三(六) 解除の理由

道路用地とするため

三(七) 解除の理由

道路用地とするため

三(八) 解除の理由

道路用地とするため

三(九) 解除の理由

道路用地とするため

三(十) 解除の理由

道路用地とするため

三(十一) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第三十八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律

第一百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一(一) 解除予定保安林の所在場所

邑智郡大和村大字上野九九七の三（国有林）

二(一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

三(一) 解除の理由

道路用地とするため

三(二) 解除の理由

道路用地とするため

三(三) 解除の理由

道路用地とするため

三(四) 解除の理由

道路用地とするため

三(五) 解除の理由

道路用地とするため

三(六) 解除の理由

道路用地とするため

三(七) 解除の理由

道路用地とするため

三(八) 解除の理由

道路用地とするため

三(九) 解除の理由

道路用地とするため

三(十) 解除の理由

道路用地とするため

三(十一) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第一項の規定に基づき、次のと

おり道路の部分を自動車専用道路として指定するので、同条第四項の規定により告示する。
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

県道	路線名	指定する道路の区間		敷地の幅員	道路の区域	管轄する土木建築事務所の名称	備考
		区	間				
三刀屋木次インター線	飯石郡三刀屋町大字下熊谷八五〇番三地先から同大字二〇二三番四地先まで	三〇・〇〇メートル	四〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	平成十五年一月十七日	本次土木建築事務所

島根県告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 従前の土地の表示

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業求院地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

"	"	"	"	斐川郡 簸川町	市郡 町村		
"	"	"	"	求院	大字		
"	"	"	"	堀川	字		
					地番		
四二九	三五七一一	四一〇一一	三〇三一一	四一三一一	地番		
						地目	
						ル(平方メートル)	
						地積(平方メートル)	
一四〇〇	八一九	八二九	三六六	九〇三	三四五	九〇三	特に減ずる地積(平方メートル)
一八五	五七一	五〇七	一二〇	三四五	摘要	三四五	摘要

- (一) 収用の部分
 (二) 使用の部分
 なし
- 出雲市白枝町字壱丁田及び字南芦田地内

公 告

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
堀川		"	堀川					"	"	"	"	"	"	"	"
七五一一一	一三〇九	五四九	七五一	一二五七	一三〇六一一	一二〇〇一一	一二六五一一	七三	七四	七〇三	六二二一一	六八〇一一	六八二一一		
田	畠	田	"	畠	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
六五一	一四八	五〇五	一七九	五三	二九八	五〇五	二四三	一八五	一〇七五	一〇〇六	五五〇	一〇七九	一一九〇		
三二三	一三八	五四	六	二	一	一七〇	二三三一	五二	六二	三七四	五三〇	五一	二〇一		

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	江上直	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
						"	堀川								
一七七〇	二七七四	二八〇九	二八〇六	二七六四	三八七一一	七九三一一	七〇八一一	一二五四	一三三九一四	一七二五	一七九一一	一七〇八一四	一七七二		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一一九一	七三〇	六九三	七一七	一四七一	一一三	一〇三五	三九七	七九五	七九一	八八五	四三九	四九〇	四四八		
一五四	二一八	二二一	一八八	二七五	五七	三七	六九	一〇〇	五三三	五一八	三三一	三一七	一〇三		

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	富村	求院	"	"	富村	出西	"	"	"
											星田			
六四	一九七一一	二三三二	一〇	二三八	三九八	二三六	一七八二	二三五	二一五	二一九	二八四六	二二六	二四六	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一〇二四	六二二	四一四	八四八	九九三	一〇一二	五二七	八四〇	三六七	四二四	一〇一〇	七九四	七二一	四六七	
三四三	二六八	三六六	五〇八	五八四	一〇九	三六六	三四九	一九四	三四一	三八五	三四〇	三三三	二四八	

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十四年十一月十二日に終了した旨国土交通省中國地方整備局出雲工事事務所長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
求院	"	富村	求院	"	"	"	富村	神水	"	"
堀川										"
三五三一一	二九六	一九二一三	一二一〇一	九	六二	五五	七	一八九八	二八七九	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一五七	七三一	四六四	七四二	七三一	一三七二	九九七	一二〇一	八七一	一三三九	
"	一一一	一三五	一一四	三〇六	一五四	八八	七三	九一	三一	四二三

二 指定年月日
平成十四年十二月十二日

平成十五年一月十七日
島根県知事 澄田信義
松江市本庄町地域
二 作業期間
平成十四年四月十七日から平成十四年十一月十二日まで
三 作業地域

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（陸上競技用器具等）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十五日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木
島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百

島根県報

二 縦覧場所
旭都市計画火葬場

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

松江市殿町、母衣町、米子町、南田町、学園南一丁目、学園南二丁目地内

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び松江市役所

四 縦覧期間

平成十五年一月十七日から平成十五年一月三十一日まで

二 縦覧場所
平田都市計画用途地域

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

出雲都市計画用途地域

島根県土木部都市計画課

一 都市計画の種類

松江圏都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

松江市殿町、母衣町、米子町、南田町、学園南一丁目、学園南二丁目地内

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

四 縦覧期間

島根県知事 澄田信義

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

一 都市計画の種類

島根県知事 澄田信義

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

一条第二項において準用する同法第一、二十条第一項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

- 一 都市計画の種類
- 旭都市計画用途地域
- 二 縦覧場所
- 島根県土木部都市計画課

正誤

平成十四年十一月十七日付け島根県報第一、四二二一号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
七	上	始めから十一	温泉津町福波（大字今浦を除く。）	温泉津町（福波大字今浦を除く。）

平成十四年十一月十七日付け島根県報第一、四二二一号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
十五	下	終りから一	小郡町大字三三三〇七番地	小郡町大字上郷三三三〇七番地
" "	終りから一	中島 岩	中嶋 岩	

ように訂正する。

ページ	箇 所	額
一一二一	日本共産党島根県中部地区委員会のうち(1)中	44,452,399
" "	日本共産党島根県中部地区委員会のうち(1)イ中	44,234,882
" "	日本共産党島根県中部地区委員会のうち(2)(1)エ中	44,952,399
" "	日本共産党島根県中部地区委員会のうち(2)(1)合計中	500,000

" "	西尾隆夫	44,234,882
" "	44,734,882	44,734,882

" "	44,734,882	正
" "	500,000	

平成十四年十月三十一日付け島根県報号外第一〇九号別冊中に誤りがあったので、次のよ